

総務常任委員会調査事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	「人と動物が関わる生活環境上の課題」に係る本市の対応状況について	環 境 保 護 課

令和 8 年 9 月 7 日

「人と動物が関わる生活環境上の課題」に係る本市の対応状況について

1 人と動物が関わる生活環境上の課題について

(1) 総務常任委員会の所管事務調査について

- ・前年の総務常任委員会では、「地域における動物に関する諸課題について」をテーマとして所管事務調査が実施された。
- ・調査のポイントとされた5つの項目のうち、「多頭飼育・不適正飼育」、「給餌による生活環境への影響」、「野良猫に関する問題」の3つの項目については、「関係者との連携体制の強化」、「積極的な周知・啓発」、「他市事例の研究」に努めるよう提言がされた。
- ・今年の総務常任委員会（令和8年8月4日）では、令和8年5月21日の所管事務調査報告を踏まえ、「人と動物が関わる生活環境上の課題について」をテーマとしてその対応に向けた方策等の調査を行い、必要に応じて提言をすることを目的に、所管事務調査を実施することが決定された。

(2) 人と動物が関わる生活環境上の課題への対応について

課 題	市民生活環境への 主な影響	主な法制度 (指導等権限者)	主な対応主体	市の現行対応
多頭飼育・ 不適正飼育	・悪臭・衛生 ・鳴き声 ・飼主の生活状況	・動物愛護法 ・県条例 (都道府県)	・県保健福祉事務所 ・県動物愛護センター ・市環境部 ・市福祉健康部 ・動物愛護関係者	・情報共有 ・県への協力 ・関係団体等との連携 見守りチーム (公財) どうぶつ基金 ボランティア
給餌による 生活環境への影響	・ふん尿・悪臭 ・鳴き声 ・鳥獣等の集中 ・近隣トラブル	・動物愛護法 (都道府県)	・県保健福祉事務所 ・市環境部	・相談対応 ・現状把握 ・啓発 ・県との協議・連携
野良猫に 関する問題	・ふん尿 ・繁殖 ・鳴き声 ・近隣関係 ・保護、譲渡負担	・動物愛護法 ・県条例 (都道府県) ※猫に対する登録制 度はない	○制度設計・啓発等 ・県保健福祉事務所 ・市環境部 ○実施 ・ボランティア ・地域住民	・不妊去勢手術補助 ・さくらねこ TNR ・啓発 ・里親制度支援等

※詳細は、前年の所管事務調査における配付資料を参照

- ・「参考資料 1-1 県・市町村の役割」
- ・「参考資料 1-2 関係法令」
- ・「参考資料 2-1 犬・猫に関する飼い方マナーについて」

(3) 本市の取組状況について

本市の取組状況について、前年の所管事務調査から継続して扱うこととなった3項目と、報告書における提言区分をもって別紙のとおり整理した。

前年の所管事務調査報告書における 「委員会としての所見」の一部抜粋	区分	前年の所管事務調査報告における提言区分			その他 ※提言区分以外
		関係者との連携体制の強化	積極的な周知・啓発	他市事例の研究	
（１）ペットの適正飼養・終生飼養について ア 市、県、福祉関係者等の連携体制の強化 → 環境部、福祉健康部、県保健福祉事務所や福祉関係者等が連携し、適時適切に情報共有を行うことが必要である。 多頭飼育問題への対応や、高齢等により飼養の継続が困難となるケースへの対応については、特に、早期発見・早期対応が重要であると考えられることから、迅速かつ緊密な情報共有が可能となるよう、関係者間の連携体制の強化を求める。 イ 周知・啓発の推進 （ア） 不適正な飼養の情報提供に関する周知・啓発 → 不適正な飼養の兆候をつかむためのポイントや早期発見・早期対応の重要性、相談窓口等について、広報紙やホームページ、福祉関係者向けの研修等を活用し、広く周知・啓発を行うことを求める。 （イ） 適正飼養・終生飼養に関する周知・啓発 → これまでホームページや愛犬手帳等を通じて行ってきた周知・啓発に加え、他自治体の事例も参考に、様々な機会を捉えて、より積極的な周知・啓発を行うことを求める。	多頭飼育・不適正飼育	【不適正な犬や猫等の多頭飼育探知チェックシートの活用】 ・不適正な多頭飼育等につながる可能性のある飼い主を早期に探知・判断するためのツールの活用 【小田原保健福祉事務所を中心とする見守りチームとの連携】 ・神奈川県小田原保健福祉事務所を中心に、市環境部、動物愛護推進員等をメンバーとする「多頭飼育問題に係る見守りチーム」との連携 ・本市が神奈川県と連携して対応した事例：６件（令和元年度から令和７年度まで） 【参考】動物愛護推進員 都道府県知事から委嘱された、地域における犬、猫等の動物愛護の推進に識見を有する者（本市を担当する者３名） 【本市の対応内容】 ・多頭飼育となってしまった犬・猫の不妊去勢手術や 保護、里親探し等について神奈川県やボランティアと協働 ・(猫の場合) 公益財団法人どうぶつ基金の「多頭飼育救済事業」を活用（０件）	【チラシ配布】 適正飼育に関するチラシ ・チラシ「ペット（動物）を飼う方へ」 ・チラシ「ペットを迎える前に」 ・チラシ「いまどきの犬（猫）の飼い方について」 ・チラシ「多頭飼育・不適正飼育の問題」 など動物種により多数作成 【パネル展示】 動物愛護週間（毎年９/20～26）に合わせ、 ・令和７年度は、市役所２階市民ロビーにてパネル（動物の命の大切さや適正な飼い方について考えるためのパネル）を展示 ・令和８年度は、小田原地下街「ハルネ小田原」にて、「市が作成した動物愛護に関するパネル展示」、「伍代夏子さん保護犬の写真展」、「動物愛護団体によるイベント（小田原市後援）」を開催予定 【市広報紙】 広報紙による啓発 ※定期掲載 ・掲載記事「ペットはマナーを守って飼いましょう」 【市ホームページ】 ・掲載記事「犬の登録と狂犬病予防注射」(2700 view) ・掲載記事「ペット（動物）を飼う方へ」(650 view)	【本市の事業】 犬猫の飼い方マナー啓発事業 ・しつけ教室（１回目：18頭、２回目：20頭） ・啓発看板の貸与（165枚） ・ドッグラン（開催日数：52日、延べ頭数：2,773頭）など 畜犬登録・狂犬病予防注射事業 ・愛犬手帳による啓発 （1,081冊（紛失等に伴う再配布は除く））	
		給餌による生活環境への影響	【本市の対応内容】 神奈川県（小田原保健福祉事務所）による適切な措置が執られる中、相談等が本市に寄せられた場合は、専門的な対応ができないため、小田原保健福祉事務所や動物 愛護センターをはじめとする適切な関係機関の紹介や利用可能な制度を案内している。	【回覧物作成】 自治会との協働による回覧 ※随時	
	（２）周辺の生活環境に影響を及ぼす無責任な給餌について → 市としては、住民に密接に関わる自治体として、県と課題解決に向けた連携を強化することをはじめ、市としてできる取組を模索し、市民に寄り添った対応に努められたい。 （３）野良猫に関する問題について → 継続的なボランティア活動につなげていくためにも、公共施設での譲渡会の実施やボランティアが活用できる補助制度に関する情報提供等、市として可能な支援を行っていただきたい。 また、他自治体では、地域猫活動を支援している事例もある。 そうした事例の研究も行いながら、市民等への周知・啓発等も含め、より積極的に、野良猫に関する問題の解決に向けた取組を推進していくことを求める。	野良猫に関する問題	【ボランティア団体の活動支援】 公共施設での譲渡会の実施を支援 【本市の制度】 ・野良猫の去勢・不妊手術費補助金（８件） ・公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」の行政枠チケット（TNR事業）の活用（153枚） ・啓発看板の貸与（５枚）	【市ホームページ】 ・掲載記事「さくらねこ無料不妊手術事業」（350 view） ※TNRについても説明 ・掲載記事「野良猫の去勢・不妊手術費補助金」（530 view） ・掲載記事「猫の飼養に関して」（2 view）	【地域猫の研究】 ・先進事例（地域猫活動に係る自治体支援等）の研究
その他			【カラス対策】 ・生ごみがカラスの餌となっていることから、ごみ出しルールの徹底のため、次のような対応を実施 ・広報紙での周知 ・ごみ集積場所用ネットの貸出 ※小田原駅周辺へのカラス用の捕獲網の設置（１基）	【鳩・ムクドリ対策】 ・「街路樹の剪定」を実施（２回）など 【ペット防災】 ・「避難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」の作成 ・ホームページでの周知のほか、畜犬登録手続き時や犬のしつけ教室などの際に概要版を配布	

※表中に記載の実績については、特段の記載があるものを除き「令和7年度実績」をもって記載